

注目

資産総額の登記がなくなって、 代わりに貸借対照表の公告が義務化されます。

多くのNPO法人では、①公告の方法を決めて、②定款の変更を行う必要があります。
自分の法人の定款を確認してください。

「この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載する」や「〇〇新聞に掲載する」
となっていないですか。こうした定款の場合、変更をしないと、毎年、**有料**で、官報や日刊紙に、貸借対照表
の公告を掲載しなければならないことになります。

- ・官報への掲載料は最低7万円程度
- ・公告を行わない場合は20万円以下の過料

1. いつまで登記？ いつから公告？

今年、2018年（H30年）6月決算までは、資産総額の登記が必要です（決算期後3ヶ月以内に登記が必要のため）。2018年（H30年）10月1日以後、遅滞なく公告を行う必要があります。

10月1日以後、登記事項証明書から資産の総額の部分がなくなってしまうため、資産の総額が公告から入手できない期間を生まないためです。

2. いつまでに定款の変更が必要か

決算期に関わらず、今年、2018年（H30年）9月30日までに定款の変更が必要です。

決算期が今年（H30年）1月末以後の法人は、定時総会で定款を変更しましょう。

昨年、2017年6月から12月決算の法人は、定時総会が終了済みのため、臨時総会を開いて定款を変更する必要があります。

定款変更には所轄庁の認証は不要ですが、定款変更の届出を行う必要があります。

3. どんな公告の方法を選べばよいか

公告の方法は4種類①官報への掲載 ②日刊紙への掲載 ③電子公告 ④主たる事務所の掲示場への掲示で
費用がかからない③「電子公告」は二通りあります

その1 しっかりしたホームページを持っている法人は、自分のホームページに財務諸表
全体を掲載して「電子公告」とする方法を（約5年、中断なく掲示が必要*注1）

ホームページの開発・運用費用が必要。公告の中断防止などの対策や管理も必要ですが、貸借対照表だけではなく、活動計算書や財務諸表の注記を含めた全体を掲載する方が情報公開の点に優れています。

その2 内閣府ポータルサイト（注2）を利用する「電子公告」

中断の防止を含めた運用、開発、管理もコストも不要で使用料も無料。貸借対照表だけの公告なので、同じページの要約版の活動計算書・貸借対照表・脚注を入力して情報公開を補いましょう。

※各法人が所轄庁に報告した財務書類のPDFが同サイトに掲載されますが、「公告」とは法人自らが行うものなので、法人に割り当てられたIDなどを使ってポータルサイトの自団体のところにデータを入れる必要があります。セキュリティの関係でやり方が複雑なので最初は戸惑う可能性があります。

④「主たる事務所に掲示」は簡単そうですが、誰もがいつでも見やすいところに、1年間掲示という条件を満たせるか留意が必要です。

4. 具体的な定款の規定の例

(公告の方法)

第 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、(以下の中から選んで記載)

- ・この法人のホームページに掲載して行う。
- ・内閣府ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。
(以上の電子公告に URL の記載までは不要)
- ・この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

注 1：電子公告の条件

- ・自法人のホームページ、内閣府ポータルサイトなどへの掲載
- ・無料で、パスワードなしで閲覧できることが必要
- ・約 5 年間（作成の日から 5 年が経過した日を含む事業年度の末日まで）中断なしでの掲載が必要。ただし、公告の中断につき、以下があれば許容される。
 1. 法人に善意かつ重大な過失がない又は正当な事由がある
 2. 中断の時間の合計が公告期間の 10 分の 1 を超えない
 3. 中断を知った後、速やかにその旨等を追加で公告する

注 2：内閣府ポータルサイトとは (<https://www.npo-homepage.go.jp/npoportal/>)

- ・全国の NPO 法人ごとのページを検索して閲覧できる機能と自分の法人のページにログインして入力できる機能があります。
- ・法人ごとのページには「行政入力情報」と「法人入力情報」の 2 区分があって「行政入力情報」は所轄庁が入力します。
 - 所在地、代表者、認証年月日、法人の目的などが入力済み
 - 所轄庁に提出した定款や事業報告書、財務諸表などの PDF ファイルが掲載されておりダウンロードできます
(都内の法人は東京都のホームページに掲載されている)
- ・「法人入力情報」は法人が任意に自主入力
 - 電話番号、メールアドレス、URL、事業内容などが入力できる
 - 財務情報として次を入力できる（財務諸表の注記はありません）
要約版の活動計算書と貸借対照表
準拠している会計基準と監査の内容の 2 点の脚注
 - 公告として貸借対照表の PDF ファイルをアップして掲載できる
 - 入力などのための ID とパスワードなどの入手と登録が必要
 - 入力の際に、セキュリティ確保の三つのパスワードの入力が必要
- ・詳しくは、内閣府ホームページ「NPO 法人情報登録」を参照
www.npo-homepage.go.jp/about/houjin-info/npohoujin-touroku

注 3：貸借対照表の公告の義務化以外の 2016 年の NPO 法改正の内容

- ・認証申請時や定款変更などの際の縦覧期間の短縮（2 カ月→1 カ月）
- ・内閣府ポータルサイトにおける情報の提供の拡大
- ・事業報告書等や役員報酬規程等の備置期間の延長等（3 年→5 年）
- ・認定 NPO 法人の海外送金等に関する書類の事後届出等への一本化
- ・仮認定の名称を「特例認定特定非営利活動法人」へ変更

(NPO 法人会計基準協議会が作成)